

資料2

入札に関するルール等について（論点メモ）

1．応札上限・落札上限の要否について

（参考資料）「主要国における応札・落札制限」（別添）

2．15年変動利付債の入札方式について

現行の入札方式について、応札利回りの刻み幅が大きすぎる等の問題が指摘されているところ、イールド・ダッチ方式の変更の可能性も含め、どのような改善策が考えられるか。

3．応札の刻み幅について

現行入札の刻み幅について修正すべき点はないか。

（参考）現行入札の刻み幅

20年債：5銭、10年債：5銭、5年債：1銭、2年債：1銭

T B（1年・6か月）：1厘、F B：5毛

30年債：0.5bp、15年変動利付債：1bp、物価連動債：0.5bp

4．リオープンのあり方について

現行のリオープン制度（入札日前日の市場の状況等に基づき、発行当局としてリオープンを行うかどうかを決定）についてどう考えるか。流動性向上の観点から、リオープン制度を一層活用できるようにするためにはどのような方法が考えられるか。

(参考)

主要国における応札・落札制限 (未定稿)

	米国	英国	フランス
応札額の制限	・ 1 社が一つの価格 (又は利回り) で応札できる額は、オファー額の 3 5 % が限度。(委託分除く) ・ 応札総額については制限なし。	なし	< 新発及び最初のリオープン > (注) 短期債・中期債・ 1 0 年長期債 ・・・各価格帯 (利回り帯) 当たりの応札額の上限は、4 億ユーロ 他の年限の長期債 ・・・同 2 億ユーロ < それ以外 > なし
落札額の制限	オファー額の 3 5 % (委託分除く)	オファー額の 2 5 % (投資家分を除く。なお、投資家についても上限は 2 5 %)	発行額の 4 0 % を超える場合には、上位顧客名を国債庁に報告

(注) ただし、事前に顧客の注文を国債庁に報告すれば、上限を超過することも可能。